目的

相模原市の地域経済を支える事業者は様々な経営上の問題点を抱えている。事業の継続的な発展のためには、これらの問題点を解決していく必要がある。

本景気観測調査では、特別調査として、「雇用状況について」「感染症およびその対策による経営への影響」についてのアンケート調査を実施する。収集した情報は、事業者に提供するだけでなく、当所としても事業者に対する効果的な支援策の立案に役立てるものである。

アンケート調査概要

調査期間	令和3年4月1日~令和3年6月30日				
調査対象	当所会員中小企業3,682社				
回答者数	1,027社 回答率 27.9%				

回答者の属性

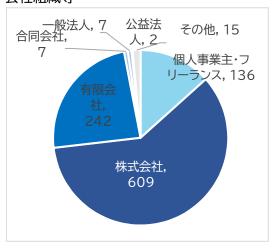
業種(細分類)

	사는 사람이 사이						
業種(細究	分類)	回答数	回答割合				
製造業		261	25.4%				
建設業		182	17.7%				
小売業·舒	即売業	166	16.1%				
	卸売業	59	5.7%				
	小売業	107	10.4%				
飲食業・	ナービス業	347	33.9%				
	飲食業	44	4.3%				
	運輸業	35	3.4%				
	情報通信業	16	1.6%				
	不動産業	51	5.0%				
	生活関連サービス業	44	4.3%				
	専門・技術サービス業	95	9.3%				
	その他のサービス業	62	6.0%				
その他の	業種	71	6.9%				
合計		1,027	100.0%				
	不動産業 生活関連サービス業 専門・技術サービス業 その他のサービス業	51 44 95 62 71	5.0° 4.3° 9.3° 6.0° 6.9°				

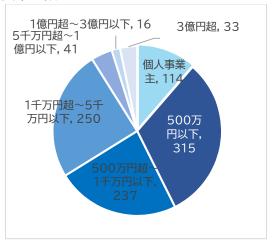
業種(割合)



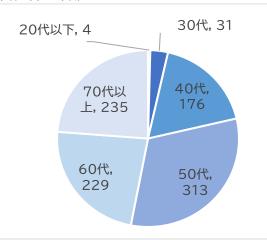
会社組織等



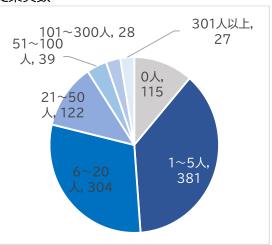
資本金額



代表者の年齢

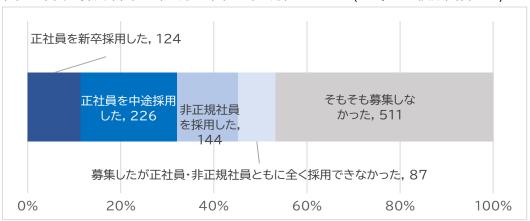


従業員数

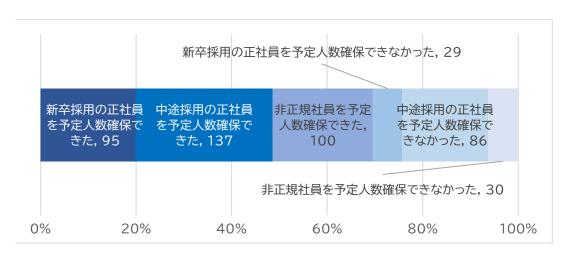


I. 単純集計

令和2年度の採用(令和2年4月~令和3年3月)について (n=1,027、複数回答あり)



上の質問で、何らかの形で「採用した」と回答した方において、令和2年度の採用における 充足状況について(n=332、複数回答あり)



II. 経営力向上に向けたアドバイス

① 令和2年度の採用状況についての分析

何らかの募集を行った事業者が55%程度と半数強を占め、そのうち8割は採用できたが2割は採用ができなかったという状況である。採用した事業者のうち、正社員の中途採用が4割強、正社員の新卒が2割強、非正規社員が3割程度である。

業種別に見てみると、小売業・卸売業では「そもそも募集しなかった」が6割を超えており、 景況の見通しが不透明な中、募集を控えている様子がうかがえる。その他の業種では、4~5 割程度が募集を行った。募集を行ったが採用できなかった割合が大きいのは建設業で、募集 した事業者のうち 1/3 は採用できなったようである。採用した内訳では小売業・卸売業を除い ては正社員の中途採用が最も多かったが、小売業・卸売業では非正規社員の採用が最も奥なっている。

	製造業		建設業		小売業·卸売業	飲食	飲食業・サービス業	
	(n=261)	(n=182)		(n=166)		(n=418)	
正社員を新卒採用した		46		15	18		45	
正社員を中途採用した		76		44	20		86	
非正規社員を採用した		39		7	26		72	
募集したが正社員・非正規社員ともに全く採用できなかった		18		35	6		28	
そもそも募集しなかった		122		87	94		209	

② 雇用の充足状況についての分析

何らかの形で採用を行った事業者についての、予定していた募集人数に対する充足状況では、「確保できた」が2/3、「確保できなかった」が1/3であった。充足できた場合では採用形態別であまりあまり差はないが、充足できていない場合では正社員の中途採用のケースが多くなっている。中途採用を主体にする事業者は比較的小規模な事業者が多いと考えられ、規模の小さな事業者が、即戦力となる中途採用の正社員の確保に窮している状況がうかがえる。

建設業を除くとすべての業種で、新卒採用よりも中途採用のほうが「確保できなかった」とする割合が多く、中途社員を主力とする企業は人の採用に苦労しているようである。慢性的な若手不足が続く建設業については、新卒採用のほうが中途採用よりも「確保できなかった」割合が大きい。

	製造業		建設業	小売業·卸売業	飲食業・	サービス業
	(n=261)		(n=182)	(n=166)	(n=	=418)
新卒採用の正社員を予定人数確保できた		33	8	14		40
中途採用の正社員を予定人数確保できた		42	26	12		57
非正規社員を予定人数確保できた		26	4	19		51
新卒採用の正社員を予定人数確保できなかった		10	7	2		10
中途採用の正社員を予定人数確保できなかった		28	20	8		30
非正規社員を予定人数確保できなかった		9	4	3		14

③ 全国の状況との比較

日本商工会議所が、2021年4月に実施した「2020年度の採用実績の動向」調査によると、 募集をした事業者が全体の58.8%あり51.1%が実際に採用できたが、予定人数を確保でき たのは37.1%にとどまった。コロナ禍においても多くの企業は採用を継続し、募集した事業 者の減少は4ポイント程度だった。 業種別にみると募集をしなかった事業者が多かったのが、小売業、サービス業で、半分程度 にであった。建設業では8割超の企業が募集したが、採用できたのは6割にとどまった。



④ 雇用の促進に役立つ国の支援策について

国(厚生労働書)では、雇用の確保に悩む事業者のために、以下の4分野にわたり、各種の支援策を提供している。また、特に人材確保が社会的も問題となっている「看護」「介護」「保育」「建設」分野では、業界ごとの特性に応じた個別の支援策も行っている。

詳しくはこちら(厚生労働省HP内

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000053276.html#HID0

1) 雇用管理改善支援

人材の確保のためには、「魅力ある職場づくり」を進めることにより、採用と定着を向上させていくことが重要である。逆に職場に魅力がなければ、労働者をなかなか採用もできず、採用した労働者も離職してしまい定着しにくい。この「魅力ある職場づくり」を、各事業所の特性に応じて、事業所内の「評価・処遇・配置」「人材育成」「業務管理・組織管理・人間関係管理」「福利厚生・安全管理・精神衛生」などの人材マネジメントの面から進める。

[主な施策]

項目	内容
相談支援	各都道府県労働局においては、「働き方・休み方改善コンサルタント」 を配置して、労働時間等の設定の改善等に関する相談(例えば、労働 時間制度・年次有給休暇取得等に関すること)を無料で実施している。
雇用管理制 度の導入支 援等	課題の解消のための雇用管理制度をモデル的に導入・運用するため のコンサルティングを実施し、コンサルティングの過程で得られたモデ ル取組事例について、その導入効果やノウハウ等の検証・分析を行い、 分野ごとの課題を踏まえた効果的な雇用管理改善方策の整理・普及・ 啓発を行っている。

助成金	(a)人材確保等支援助成金
	魅力ある職場づくりのために労働環境の向上等を図る事業主や事業協
	同組合等に対して助成。
	(b)労働時間・賃金等の改善を図る場合の各種助成金
	働き方改革推進支援助成金
	中小企業が時間外労働の上限規制等に円滑に対応するため、生産性を
	高めながら労働時間の短縮等に取り組む場合に、その経費の一部を助
	成。
	(c)両立支援等助成金
	労働者の職業生活や家庭生活を両立させるための制度導入、女性の活
	躍のための取組を行う事業主に対して助成。

2) 求人・求職のマッチング支援

ハローワークや、各種公益団体においては、求職者と求人者双方に対するきめ細かな 相談・職業紹介・情報提供等を行うことにより、そのマッチングを図っている。

[主な施策]

項目	内容
ハロー	・ハローワークでは、その付属施設を含む全国 550 以上の窓口におい
ワーク	て、求職者と求人者双方に対するきめ細かな相談・職業紹介・情報提
	供等を行っている。また、求職者に対して、公共職業訓練や求職者支
	援訓練の受講をあっせんし、さらにその訓練を修了した方を積極的に
	求人者へ紹介している。
	・人材確保ニーズが高い地域のハローワークに人材確保支援の総合専
	門窓口となる「人材確保対策コーナー」を設置し、福祉(介護、医療、保
	育)、建設、警備、運輸等の雇用吸収力が高い分野において、関係団体
	等と連携した人材確保支援を実施している。
助成金	・トライアル雇用奨励金
	職業経験の不足などから就職が困難な求職者を、原則3ヶ月間の有
	期雇用により試行雇用することにより、その適性や能力を見極め、常
	用雇用への移行のきっかけとしていただくことを目的とした助成金。

3) 能力開発支援

人材不足解消のためには、職業能力や資格を身につけた人材を育成していくことが重要である。この人材育成は、生徒・学生についてはさまざまな教育機関による「教育」として、学卒者や求職者については公的な訓練機関または民間委託による「職業訓練」として実施されているが、事業所内で勤務している従業員の育成については事業主自身により訓練・研修を実施することが重要である。

-	+ \ +	/ /-/~ ·
1-	/_i`H	#h ====
1—	· 0~ //	を策り

- -						
項目	内容					
情報提供	事業主が従業員の能力を高めるために、訓練・研修などを行った場合					
	に利用できる支援策を抜粋して紹介している。					
助成金	·人材開発支援助成金					
	事業主や事業主団体等が、職業訓練を計画に沿って実施した場合					
	や、教育訓練休暇制度を導入し、実施した場合に、訓練経費や訓練期					
	間中の賃金の一部等を助成し、企業による人材育成を効果的に推進し					
	ている。					
職業訓練	·認定職業訓練					
	事業主等の行う職業訓練のうち、教科、訓練期間、設備等について					
	厚生労働省令で定める基準に適合して行われているものは、申請によ					
	り訓練基準に適合している旨の都道府県知事の認定を受けることが					
	できる。都道府県知事の認定を受けた(一定の基準に適合した)「認定					
	職業訓練」を、中小企業事業主等が行う場合、国や都道府県が定める					
	補助要件を満たせば、国及び都道府県からその訓練経費等の一部に					
	つき補助金を受けることができる。					

4) 非正規雇用労働者の正社員化支援

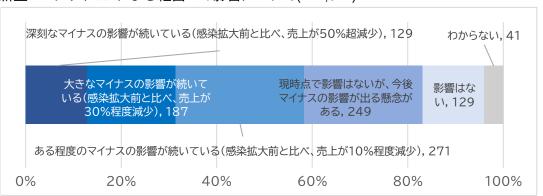
日本経済の好循環の動きを更に進めていくため、正社員雇用の拡大を図るとともに、 正社員として働くことを希望する非正規雇用労働者の正社員転換を促進することが重要 であり、このため、非正規雇用労働者の正社員化を支援している。

[主な施策]

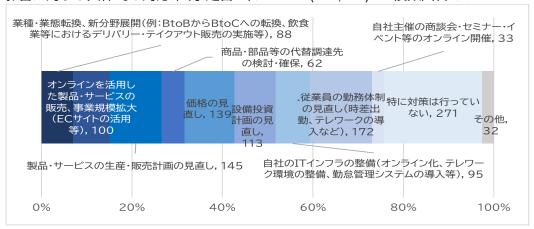
項目	内容
助成金	・キャリアアップ助成金 有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正 規雇用の労働者の企業内でのキャリアアップ等を促進するため、正規 雇用転換、人材育成、処遇改善などの取組を実施した事業主に対して 助成する。
情報提供	ポータルサイト「多様な人材活用で輝く企業応援サイト」などにおいて、 契約社員、パート、派遣社員などの非正規雇用労働者のキャリアアップ に向けた取組を支援するため、こうした取組を積極的に行っている企 業の事例などを紹介。

I. 単純集計

新型コロナウイルスによる経営への影響について(n=1,027)



影響に対する具体的な対応策(予定含む)について(n=1,027) ※複数回答あり



II. 経営力向上に向けたアドバイス

① 新型コロナウイルスによる経営への影響についての分析

新型コロナウイルスの経営への影響については、「現在も影響が続いている」とする事業者が6割弱、「今後マイナスの影響が出る可能性がある」とする事業者が約25%であり、前回調査(2020年3月)に比較すると「影響が続いている」とする事業者が若干増加した。

業種別でみてみると、いずれの業界も5割~6割程度が新型コロナウイルスの影響が出ている。「今後マイナスの影響が出る可能性がある」とする事業者は飲食業・サービス業では 1/4 以上に昇りもっとも多く、そのほかの業種では2割程度である。

	製造業	建設業	小売業·卸売業	飲食業・サービス業
	(n=261)	(n=182)	(n=166)	(n=418)
深刻なマイナスの影響が続いている(感染拡大前と比べ、 売上が50%超減少)	32	13	19	65
大きなマイナスの影響が続いている(感染拡大前と比べ、 売上が30%程度減少)	59	27	32	69
ある程度のマイナスの影響が続いている(感染拡大前と比べ、売上が10%程度減少)	80	53	44	94
現時点で影響はないが、今後マイナスの影響が出る懸念 がある	41	56	40	112

② 影響に対する対策

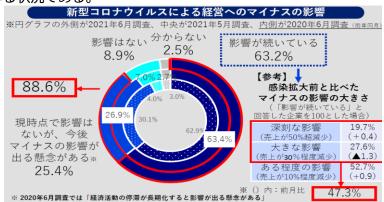
今回調査からは、「消毒や換気の徹底」「会議の時間・人数の削減」など日常的な対策についての質問は省略し、ビジネス的・戦略的な対策を中心に確認している。感染症対策として、何らかの対策を行っている事業者が3/4を占める。実施している対策として最も多いのが「従業員の勤務体制の見直し」で18%を占め、その次が、「製品・サービスの生産・販売計画の見直し」で15%、「価格の見直し」が14%、「設備投資の見直し」が12%であった。その他、オンラインを活用した製品・サービスの事業拡大や、自社のITインフラ整備に取り組む事業者も多い。

業種別にみると、製造業と小売業・卸売業では、「製品・サービスの生産・販売計画の見直し」、「従業員の勤務体制の見直し」、「価格の見直し」が多い。飲食業・サービス業では、それらに加えて、「業種/業態転換、新分野展開」、「オンラインを活用した製品・サービスの販売、事業拡大」、「自社のITインフラの整備」が多いのが特徴である。建設業は、特に対策を行っていない事業者が多い。もともと対面業務が多かった飲食業・サービス業では、他業種よりも積極的に業種・業態転換やオンライン化、IT化に取り組んでいることがわかる。

	製造業	建設業	小売業・卸売業	飲食業・サービス業
	(n=261)	(n=182)	(n=166)	(n=418)
業種・業態転換、新分野展開(例:BtoBからBtoCへの転換、飲食業等におけるデリバリー・テイクアウト販売の実施等)	21	3	20	44
オンラインを活用した製品・サービスの販売、事業規模拡大(EC サイトの活用等)	30	3	19	48
製品・サービスの生産・販売計画の見直し	62	10	35	38
商品・部品等の代替調達先の検討・確保	28	5	10	19
価格の見直し	47	26	19	47
設備投資計画の見直し	41	23	12	37
自社のITインフラの整備(オンライン化、テレワーク環境の整備、 勤怠管理システムの導入等)	27	9	7	52
従業員の勤務体制の見直し(時差出勤、テレワークの導入など)	50	18	24	80
自社主催の商談会・セミナー・イベント等のオンライン開催	12	2	2	17
特に対策は行っていない	53	71	39	108
その他	9	4	4	15

③ 全国の状況

日本商工会議所の2021年6月発表の調査によると、全国においても、「新型コロナウイルス感染症の影響が続いている」と回答した事業者が63.2%に上っており、前回調査(2020年3月時点)と同様な状況が続いている。なお、そのうち、売上が30%以上減少する大きな影響を受けている事業者が47.3%と半分にのぼり、全体の1/3程度の事業者が、30%以上の売上減少に苦しんでいる状況である。

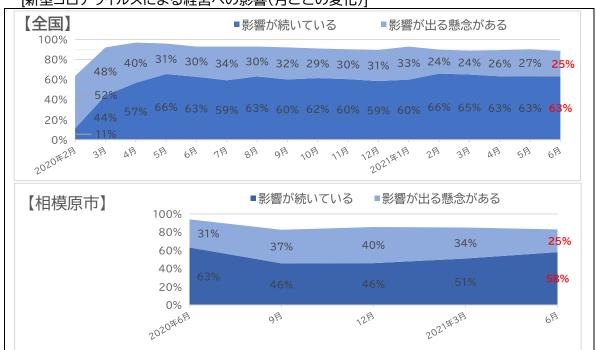


出所: 日本商工会議所「早期景気観測(LOBO) 2021年6月」より https://cci-lobo.jcci.or.jp/

なお、日本商工会議所では、早期景気観測(LOBO)において、2020年2月より新型コロナウイルス感染症の影響について継続調査を行っており、以下はその遷移である。

「影響が続いている」「影響が出る懸念がある」とした事業者を合わせた割合は、全国・当市とも8~9割でほどんと変化がない状況が続いている。

ただし、今期の当市の結果では、「影響が続いている」として実際に影響が出ている事業者の 割合が7ポイントほど増加しており、新型コロナウイルスの影響の悪化が懸念される。



[新型コロナウイルスによる経営への影響(月ごとの変化)]

出所: 日本商工会議所「早期景気観測(LOBO) 2020年2月~2021年6月」より https://cci-lobo.jcci.or.jp/

④ 新型コロナウイルス感染症対策に役立つ国や公的団体の支援策について

各省庁や地方公共団体から提供されている支援策で、現時点でも継続して利用できるものは以下の通りである。大都市圏における2回目の緊急事態宣言の発令に応じて、終了予定時期が更新されているものもありますので、ご注意ください。

・神奈川県の補助金・協力金

支援措置	対象	内容	実施期間・申し込 み
新型コロナウイ ルス感染症拡大 防止協力金 (〜第13弾)	営業の形態や名称にかかわらず、通常20時から翌朝5時までの夜間時間帯に営業し、食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けた店舗等。および劇場、遊技施設、宿泊施設等。	(第13弾) (中小企業)1店舗あたり 1日3〜10万円(売上高 による)	(第8弾) ・対象期間: ~令和3年8月1日までに連続して時短営業した期間分支給。 ・申請期間: 令和3年9月3日から11月12日まで
酒類販売事業者 支援給付金	令和3年4月から6月にかけての緊急事態宣言、まん延防止等重点措置に伴い、売上が減少した県内酒類販売事業者に対し、国の月次支援金に支給金額を上乗せするほか、国の月次支援金の要件を緩和し、支給対象を拡大。	(売上減少率30%以上70%未満)中小法人等20万円/月個人事業者等10万円/月個大事業者等10万円/月(売上減少率70%以上)中小法人等40万円/月個人事業者等20万円/月	·申請期間 令和3年7月1日~ 令和3年10月31 日
中小企業等支援 給付金(酒類販 売事業者等以外 の事業者)	令和3年4月以降に発出 された緊急事態宣言やま ん延防止等重点措置に伴い、売上が50%以上減 少し、国の月次支援金を 受給した県内中小企業等 に、支援金を上乗せして 給付。	中小法人等 月5万円(定額) 個人事業者等 月2.5万円(定額)	·申請期間 令和3年7月1日~ 令和3年10月31 日

詳細はこちら:

神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第13弾)

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jf2/coronavirus/kyoryokukin_13th.html

酒類販売事業者支援給付金

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jf2/coronavirus/jigyousya shien.html

中小企業等支援給付金(酒類販売事業者等以外の事業者)

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jf2/coronavirus/jigyousya_sonota_shien.html

感染症およびその対策による経営への影響について

・経済産業省の給付金、補助金

支援措置	実施期限			
ものづくり・商業・サービス生産性向	第7回公募 令和3年8月17日締め切り			
上促進補助金[低感染リスク型ビジネ				
ス枠] 補助率 2/3				
小規模事業者持続化補助金 低感染	第3回公募 令和3年9月8日締め切り			
リスク対応ビジネス枠				
事業再構築補助金	第3回公募 令和3年9月21日締め切り			

詳細はこちら:

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金

https://portal.monodukuri-hojo.jp/index.html

小規模事業者持続化補助金 低感染リスク対応ビジネス枠

https://www.jizokuka-post-corona.jp/

事業再構築補助金

https://jigyou-saikouchiku.go.jp/

・厚生労働省の助成金

支援措置	実施期限			
雇用調整助成金の特別措置	休業期間が令和3年9月30日まで延長			
新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・	休業期間が令和3年9月末まで、			
給付金	申請期限が令和3年12月末まで延長			
新型コロナウイルス感染症に関する母性健康	休業期間が令和4年1月末まで			
管理措置による休暇取得支援助成金				

詳細はこちら:

https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/kurashiyashigoto.html#h2_2

・神奈川県・神奈川県信用保証協会の支援措置

支援措置	実施期限
新型コロナウイルス感染症対応資金	4号:令和3年9月1日まで延長
・セーフティネット保証4号の認定	危機関連保証:令和3年12月31日まで
・危機関連保証の認定	延長

詳細はこちら:

https://www.cgc-kanagawa.or.jp/news/colona news/

・日本政策金融公庫・商工中金の支援措置

支援措置	実施期限
新型コロナウイルス感染症特別貸付	延長中

詳細はこちら:

日本政策金融公庫 : https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/covid_19_m.html

商工中金 : https://www.shokochukin.co.jp/disaster/corona.html

単純集計

参加したいセミナーや事業(3つで回答可, n=1,027)

